

文京区総合サービス事業実施要綱（28文福高第688号平成28年7月29日区長決定）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条～第32条（略）</p> <p>付 則 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 なお、第28条第3項に規定する支給額は、平成30年8月1日より適用する。</p> <p><u>付 則</u> <u>この要綱は、平成30年10月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1～別表第2（略）</p>	<p>第1条～第32条（略）</p> <p>付 則 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。</p> <p>別表第1～別表第2（略）</p>

別表第3（第27条関係）

※サービスの合計単位数に国が規定する各サービスに応じた地域単価を乗じて算定する（1円未満端数切り捨て）。

※表中の金額は特別区の地域単価により算定した金額。

サービス名	区分	単位数	金額（月額）	
国基準の訪問型サービス	月4回程度	1,168/月	13,315円	
	月8回程度	2,335/月	26,619円	
	月8回を超える程度	3,704/月	42,225円	
	特別地域加算	所定単位数の15%加算		
	小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		
	中山間地域等提供加算	所定単位数の5%加算		
	初回加算	200/月	2,280円	
	生活機能向上連携加算Ⅰ	100/月	1,140円	
	生活機能向上連携加算Ⅱ	200/月	2,280円	
	(1)介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の137/1,000加算		
	(2)介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の100/1,000加算		
	(3)介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の55/1,000加算		
	(4)介護職員処遇改善加算Ⅳ	(3)で算定した単位数の90%加算		
	(5)介護職員処遇改善加算Ⅴ	(3)で算定した単位数の80%加算		
	区独自基準の訪問型サービス	月4回	873/月(7)	9,952円
		月8回	1,746/月(4)	19,904円
初回加算		100/月	1,140円	
(1)介護職員処遇改善加算Ⅰ		(7)または(4)の137/1,000加算		
(2)介護職員処遇改善加算Ⅱ		(7)または(4)の100/1,000加算		
(3)介護職員処遇改善加算Ⅲ		(7)または(4)の55/1,000加算		
(4)介護職員処遇改善加算Ⅳ		(3)で算定した単位数の90%加算		
(5)介護職員処遇改善加算Ⅴ		(3)で算定した単位数の80%加算		
国基準の通所型サービス		事業対象者・要支援1・2	1,647/月	17,952円
		事業対象者・要支援2	3,377/月	36,809円
	中山間地域等提供加算	所定単位数の5%加算		
	若年性認知症利用者受入加算	240/月	2,616円	
	同一建物減算	事業対象者・要支援1・2	376単位減算	
		事業対象者・要支援2	752単位減算	
	生活機能向上グループ活動加算	100/月	1,090円	
	運動器機能向上加算	225/月	2,452円	
	栄養改善加算	150/月	1,635円	
	口腔機能向上加算	150/月	1,635円	

別表第3（第27条関係）

※サービスの合計単位数に国が規定する各サービスに応じた地域単価を乗じて算定する（1円未満端数切り捨て）。

※表中の金額は特別区の地域単価により算定した金額。

サービス名	区分	単位数	金額（月額）	
国基準の訪問型サービス	月4回程度	1,168/月	13,315円	
	月8回程度	2,335/月	26,619円	
	月8回を超える程度	3,704/月	42,225円	
	特別地域加算	所定単位数の15%加算		
	小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		
	中山間地域等提供加算	所定単位数の5%加算		
	初回加算	200/月	2,280円	
	生活機能向上連携加算	100/月	1,140円	
	(1)介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の137/1,000加算		
	(2)介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の100/1,000加算		
	(3)介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の55/1,000加算		
	(4)介護職員処遇改善加算Ⅳ	(3)で算定した単位数の90%加算		
	(5)介護職員処遇改善加算Ⅴ	(3)で算定した単位数の80%加算		
	区独自基準の訪問型サービス	月4回	873/月(7)	9,952円
		月8回	1,746/月(4)	19,904円
		初回加算	100/月	1,140円
(1)介護職員処遇改善加算Ⅰ		(7)または(4)の137/1,000加算		
(2)介護職員処遇改善加算Ⅱ		(7)または(4)の100/1,000加算		
(3)介護職員処遇改善加算Ⅲ		(7)または(4)の55/1,000加算		
(4)介護職員処遇改善加算Ⅳ		(3)で算定した単位数の90%加算		
(5)介護職員処遇改善加算Ⅴ	(3)で算定した単位数の80%加算			
国基準の通所型サービス	事業対象者・要支援1・2	1,647/月	17,952円	
	事業対象者・要支援2	3,377/月	36,809円	
	中山間地域等提供加算	所定単位数の5%加算		
	若年性認知症利用者受入加算	240/月	2,616円	
	同一建物減算	事業対象者・要支援1・2	376単位減算	
		事業対象者・要支援2	752単位減算	
	生活機能向上グループ活動加算	100/月	1,090円	
	運動器機能向上加算	225/月	2,452円	
	栄養改善加算	150/月	1,635円	
	口腔機能向上加算	150/月	1,635円	

区独自基準の通所型サービス	選択的サービス複数実施加算	運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算のうち2つを実施	480/月	5,232円	
		上記3つを実施	700/月	7,630円	
	事業所評価加算		120/月	1,308円	
	サービス提供強化加算	サー イ	(I) 事業対象者・要支援1・2	72/月	784円
			事業対象者・要支援2	144/月	1,569円
		ロ	(I) 事業対象者・要支援1・2	48/月	523円
			事業対象者・要支援2	96/月	1,046円
		(II)	事業対象者・要支援1・2	24/月	261円
			事業対象者・要支援2	48/月	523円
	生活機能向上 連携加算	運動器機能向上加算を算定している場合	200/月 100/月	2,180円 1,090円	
	栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5/回	54円	
	(1)介護職員処遇改善加算I		所定単位数の59/1,000加算		
	(2)介護職員処遇改善加算II		所定単位数の43/1,000加算		
	(3)介護職員処遇改善加算III		所定単位数の23/1,000加算		
	(4)介護職員処遇改善加算IV		(3)で算定した単位数の90%加算		
	(5)介護職員処遇改善加算V		(3)で算定した単位数の80%加算		
	事業対象者・要支援1・2		920/月(7)	10,028円	
	事業対象者・要支援2		1,840/月(イ)	20,056円	
	生活機能向上グループ活動加算		100/月	1,090円	
運動器機能向上加算		225/月	2,452円		
栄養改善加算		150/月	1,635円		
口腔機能向上加算		150/月	1,635円		
選択的サービス複数実施加算	運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算のうち2つを実施	480/月	5,232円		
	上記3つを実施	700/月	7,630円		
事業所評価加算		120/月	1,308円		
(1)介護職員処遇改善加算I		(7)または(イ)の59/1,000加算			
(2)介護職員処遇改善加算II		(7)または(イ)の43/1,000加算			
(3)介護職員処遇改善加算III		(7)または(イ)の23/1,000加算			
(4)介護職員処遇改善加算IV		(3)で算定した単位数の90%加算			
(5)介護職員処遇改善加算V		(3)で算定した単位数の80%加算			

※加算の要件は、旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に準ずるものとする。ただし、生活機能向上連携加算及び栄養改善加算、栄養スクリーニング加算、介護職員処遇改

区独自基準の通所型サービス	選択的サービス複数実施加算	運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算のうち2つを実施	480/月	5,232円	
		上記3つを実施	700/月	7,630円	
	事業所評価加算		120/月	1,308円	
	サービス提供強化加算	サー イ	(I) 事業対象者・要支援1・2	72/月	784円
			事業対象者・要支援2	144/月	1,569円
		ロ	(I) 事業対象者・要支援1・2	48/月	523円
			事業対象者・要支援2	96/月	1,046円
		(II)	事業対象者・要支援1・2	24/月	261円
			事業対象者・要支援2	48/月	523円
	(1)介護職員処遇改善加算I		所定単位数の59/1,000加算		
	(2)介護職員処遇改善加算II		所定単位数の43/1,000加算		
	(3)介護職員処遇改善加算III		所定単位数の23/1,000加算		
	(4)介護職員処遇改善加算IV		(3)で算定した単位数の90%加算		
	(5)介護職員処遇改善加算V		(3)で算定した単位数の80%加算		
	事業対象者・要支援1・2		920/月(7)	10,028円	
	事業対象者・要支援2		1,840/月(イ)	20,056円	
	生活機能向上グループ活動加算		100/月	1,090円	
	運動器機能向上加算		225/月	2,452円	
	栄養改善加算		150/月	1,635円	
口腔機能向上加算		150/月	1,635円		
選択的サービス複数実施加算	運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算のうち2つを実施	480/月	5,232円		
	上記3つを実施	700/月	7,630円		
事業所評価加算		120/月	1,308円		
(1)介護職員処遇改善加算I		(7)または(イ)の59/1,000加算			
(2)介護職員処遇改善加算II		(7)または(イ)の43/1,000加算			
(3)介護職員処遇改善加算III		(7)または(イ)の23/1,000加算			
(4)介護職員処遇改善加算IV		(3)で算定した単位数の90%加算			
(5)介護職員処遇改善加算V		(3)で算定した単位数の80%加算			

※加算の要件は、旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に準ずるものとする。ただし、介護職員処遇改善加算の要件については、訪問介護及び通所介護に準ずるものとする。

善加算の要件、国基準の訪問型サービスにおける同一建物減算における建物の範囲については、訪問介護及び通所介護に準ずるものとする。
※介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、給付と同様の期日（別に厚生労働大臣が定める日）までの間に限り算定することとする。

別表第4 （略）

別記様式1号～別記様式9号 （略）

別表第4 （略）

別記様式1号～別記様式9号 （略）